基 発 0 4 2 0 第 3 号 令和 5 年 4 月 2 0 日

別記1の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について(周知依頼)

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のための ガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を 進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止の ためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策 の徹底を求めることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下事業場、会員等に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0420 第 4 号 令和 5 年 4 月 20 日

別記2の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のための ガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を 進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止の ためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策 の徹底を求めることとしております。

騒音障害の防止に向けては、騒音源となる機械設備等について、設計及び製造段階からの低騒音 化対策に努めることが大変重要であります。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性に鑑み、傘下企業等に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、機械設備等の低騒音化に向けて特段の御配意を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

基発 0420 第 5 号 令和 5 年 4 月 20 日

別記3の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し 上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のための ガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を 進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止の ためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策 の徹底を求めることとしております。

改訂後のガイドラインに基づく健康管理の円滑な定着を図るためには、医師や健康診断機関等 の御理解と御協力が不可欠であります。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下の 医療機関、健康診断機関等に対して改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒 音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0420 第 6 号 令和 5 年 4 月 20 日

公益社団法人

日本作業環境測定協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し 上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のための ガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を 進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止の ためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策 の徹底を求めることとしております。

改訂後のガイドラインに基づく騒音障害防止対策を進めるためには、作業環境測定士や作業環境測定機関等の御理解と御協力が不可欠であります。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下事業場等に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の 推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

別記1 (事業者団体等)

(災防団体)

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

林業 · 木材製造業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

(関係、事業者団体)

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

全国商工会連合会

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

一般社団法人全国清涼飲料連合会

日本酒造組合中央会

ビール酒造組合

全国味噌工業協同組合連合会

日本紡績協会

一般社団法人全国木材組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人 日本家具産業振興会

日本製紙連合会

全国段ボール工業組合連合会

- 一般社団法人日本印刷産業連合会
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本化学工業協会

日本プラスチック工業連盟

日本化学繊維協会

一般社団法人日本ゴム工業会

日本綿スフ織物工業連合会

一般社団法人日本絹人繊織物工業会

日本毛織物等工業組合連合会

- 一般社団法人セメント協会
- 一般社団法人日本硝子製品工業会
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
- 一般社団法人日本鋳造協会
- 一般社団法人日本アルミニウム協会

全日本板金工業組合連合会

日本製缶協会

- 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- 一般社団法人日本電機工業会
- 一般社団法人日本造船工業会
- 一般社団法人日本中小型造船工業会
- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本鉄道車輌工業会
- 一般社団法人自転車協会

日本鉱業協会

- 一般財団法人石炭フロンティア機構
- 一般社団法人日本砕石協会
- 一般社団法人全国建設業協会
- 一般社団法人日本建設業連合会
- 一般社団法人全国中小建設業協会
- 一般社団法人全日本航空事業連合会
- 一般社団法人日本林業協会
- 一般社団法人日本トンネル専門工事業協会
- 全日本遊技事業協同組合連合会
- 公益社団法人日本保安用品協会
- 一般社団法人日本コールセンター協会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

別記2(機械設備等製造業者団体等)

- 一般社団法人日本機械工業連合会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 一般社団法人日本繊維機械協会
- 一般社団法人日本工作機械工業会
- 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
- 一般社団法人日本建設機械工業会
- 一般社団法人日本建設機械施工協会

別記3(医療関係団体等)

独立行政法人労働者健康安全機構 公益社団法人日本医師会 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 公益社団法人全国労働衛生団体連合会